

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水)午後1時28分から午後2時42分

2. 開催場所 合志市役所 防災センター棟 避難所①

3. 出席委員(14人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大薮	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	6番	松野	克紀
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第6号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第7号議案 あっせん委員指名について

第8号議案 非農地証明について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

次長 坂上 範行

主幹 秋吉 秀美

○会長（福嶋求仁子君） こんにちは。明日にでも梅雨入りになるのかなあという感じですが、ずっと良いお天気が続いておりまして、逆に作物には水をやらないとちょっと心配というところもあるのではないかなと思っております。

また、コロナのほうも、なかなかワクチンなどの製造がまだ間に合っておりませんので心配なところがあります。次の拡大、二次拡大にならないようにならないように、皆さん、日ごろからのご注意をお願いしたいと思います。

また、先日本を読んでおりましたら、やはり農家というのは、こういう有事のときには農家というのは本当に強いんだということを本に書いてございまして、そのとおりでありますし、また、こういうことを機に新しく新規就農で若い方たちも農家を見直していただいて、就農者が増えることを期待したいと思っております。

それから昨日、本年度は、熊本県内のほうでは、26市町村あたりで農業委員会の新しく改選が行われるところがございます。それに向けまして、10月が改選になっております長洲町のほうに、女性登用の問題で町長とのお話をしに行かせていただきまして、農業委員会の中でも30%の女性の登用をお願いしたいということで、昨日長洲町のほうに行っていました。

町長が、熊本市を退職されて町長になられておりますので、男女共同参画に関しましては、大変積極的に取り組んでいるということで、長洲町自体では、30%ではなくて40%を目指しているんだということをおっしゃってございました。すごく私自身も勉強になったところがございます。

また、その他、長洲町の農業委員会の方とも少しお話をさせていただいたんですが、この前、県北ブロックで研修がありましたときに、澤畑先生のお話を皆さん聞いていると思うんですけども、その澤畑先生が地区に入っている勉強会を、長洲町で今度7月ぐらいに実施をされる予定だそうです。また、コロナの関係で確実ではないですけども、県内でも初めての取り組みということで、県の農業会議のほうも一度そちらのほうは見に行かせていただきたいというふうにおっしゃってございました。私も、もし時間が取れるのであれば、どういうふうに進められているのか、見に行けたらいいなあと思っているところがございます。それぞれ西合志のほうではもうアンケート用紙がまわっているかと思っております。また、こういう状況でありますけれども、皆様にご協力をいただきながら、今後もより良い方向に向かって歩いていきたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

本日の総会もよろしくお願いたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

合志市農業委員会会議規則第6条に規定しております全員の議員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することを報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をお願い

いたします。

それでは、3番の議事に入ります。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長(福嶋求仁子君) 議事録署名者につきましては、3番の工藤委員、4番の中嶋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長(福嶋求仁子君) 農家調査及び現地調査員につきましては、2番の吉川委員、7番、吉岡委員、9番、峯委員、11番、荒木委員、13番、村上委員、14番、福嶋、以上6名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長(福嶋求仁子君) それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年6月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、親子間での贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道大津植木線の南側と東側の農地です。

次に2ページ、3ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので、該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、引き続き田及び果樹を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われま  
す。  
よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に關連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員に農家及び現地調  
査の結果並びに補足説明をお願ひいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

先日、推進委員と事務局で農家及び現地調査を行いました。譲受人は、引き続き  
米と果樹を生産される予定でございます。特に問題はないと思ひます。

よろしく審議のほどお願ひいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に關して、委員さ  
ん方から何かご意見やご質問はございませぬでしょうか。質問はなかつたでし  
ょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございますので、採  
決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承  
認することに異議がない方は挙手をお願ひいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よつて、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、  
原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2  
につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなつ  
ています。申請の理由は、売買でございます。こちらの農地については、譲渡人の  
農地を譲受人が購入するため今回の申請に至りました。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページとなります。図面中央斜線部  
分が申請地です。県道大津植木線東側の農地です。

次に6ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の  
写真です。

次に7ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてです  
が、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用でき  
ると見込まれ、該当しませぬ。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが譲受人は個人であり、該当しませぬ。

第3号の信託要件は信託ではないので、該当しませぬ。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、引き続き大豆を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ、該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われま。

よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の13番、村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願ひいたします。

○13番（村上裕宣君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

先日、推進委員、事務局と農家及び現地調査をいたしました。譲受人は、引き続き大豆を作付けする予定ということです。特に問題はないと思ひます。

よろしく審議をお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませぬでしょうか。何かございませぬか。それでは、なしと認めてよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようございませぬので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願ひいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めませぬ。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の2ページをお願ひいたします。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請があったので承認を求めませぬ。令和2年6月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は月極駐車場への転用です。

議案書別紙の9ページをお願いします。図面中央の太枠斜線の小さい三角形の部分が今回の申請地です。ユーパレス弁天及び中央運動公園の東側に位置する農地です。

次の10ページが申請地の現況です。

次の11ページが配置図です。今回の申請地は図面中、車の区画線が記載してある部分の一番東側の太線囲みの逆三角形の部分です。

申請者は個人で、今回の申請地の西隣の駐車場部分について平成30年8月に転用申請がなされ、貸駐車場を設置されたところですが、その際今回の申請地まで入り込んで砂利敷きし、駐車場として利用してしまっている状況であることが分かったため、現況の状態に合わせるため今回の申請に至ったということでございます。

12ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の13ページでお示ししておりますとおり、約1.2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、3の遅滞なく供することの妥当性については、既に砂利敷きしてあり、現状のまま駐車場として利用する予定です。

6の計画面積の妥当性については、違反転用解消のための72.12㎡の転用でありやむを得ないと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、吉川委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番(吉川幸人君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年5月29日の午後、私と坂口推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請人が月極駐車場として残っている農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年6月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅14棟への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の15ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線の西側、県道大津植木線の北側に位置する農地です。

次の16ページが申請地の現況です。

次の17ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、住宅14棟を整備し、販売する計画です。

18ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の19ページでお示ししておりますとおり、約2.7haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書及び残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年12月25日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みについては、隣接する宅地459.32㎡を含めた総事業面積4,110.32㎡の計画であり、特段問題点は見当たりません。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

10の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に提出済であり、既に同意が取れていることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員さんに農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは、現地調査につきましてご報告いたします。

令和2年5月29日の午前、私と推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より事業内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅14棟として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画の集落内開発区域内の第2種農地であり、何ら問題はないかと思っております。

よろしく審議のほうをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関して、委員さんから何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に関しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行います。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。



転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の21ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、西合志中学校の東側、国道387号線の西側に位置する農地です。

次の22ページが申請地の現況です。

次の23ページが配置図です。申請者は不動産業及び土木工事・建築工事業等を営む法人で、隣接地及び周辺地区において住宅建築事業を進めていくために当該申請地を売買により取得し、資材置場として使用する計画です。

24ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の25ページでお示ししておりますとおり、農地の広がりには本申請地のみであるため、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、申請地以外の場所でも資材置場に適する場所はないか検討を行われた上での申請であり、許可の要件を満たしているということになります。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年8月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

6の計画面積の妥当性については、資材置場・駐車スペースの配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番(峯 隆吉君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年5月29日の午前、私と高司推進委員、また事務局職員と現地調査を行い、申請代理人より事業内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が資材置場として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題はないかと思ひます。

よろしくご審議のかたお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件につきまして、委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にご意見はなかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご質問やご意見がないようでございますので、採

決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅4棟への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道辛川鹿本線の西側、合志市役所及びヴィーブルの東側に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。

次の29ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該農地を売買により取得し、住宅4棟を整備し販売する計画です。

30ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の31ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明及び残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年9月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みについては、隣接する宅地14.49㎡を含めた総事業面積1,219.49㎡の計画であり、特段問題点は見当たりません。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

10の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市

計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に提出済であり、既に同意が取れていることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年5月29日の午後、私と推進委員、農業委員会職員と現地調査を行い、内申請代理人より事業内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅4棟として農地を転用するものでございます。申請地は、第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているため何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

○5番（衛藤彰一君） すみません、ちょっと確認なんですけども、先ほど言われたのもこれでしたけど、その金額については、〇〇万円ということでしょうか。

○議長（福嶋求仁子君） 金額についてですね。

○5番（衛藤彰一君） 金額も備考の訂正があったじゃないですか。これですね。その確認です。

○議長（福嶋求仁子君） それでは事務局、お願いいたします。

○事務局 金額につきましては、先ほど訂正させていただきました金額で間違いございません。総事業費につきましては、議案書別紙の30ページに記載しておりますとおりでございます。このうち、建物、上物の費用が大半ですけれども、土地取得費は、そのうちこの金額ということになっております。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 衛藤委員さん、よろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）その他、ご質問ございませんか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございます。採決を

行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

それでは、続きまして、現地調査員が私、会長となっておりますので、議長を大藪職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者(大藪真裕美君) それでは、続きまして第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4の審議に入ります前に、委員の議事参与の制限に規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事の参与することができないとなっております。つきましては、その当事者であります○番の○○委員さんは、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅2棟への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の33ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、竹迫城跡公園の南東側、県道幸川鹿本線の北側に位置する農地です。

次の34ページが申請地の現況です。

次の35ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該農地を売買により取得し、住宅2棟を整備し販売する計画です。

36ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の37ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年12月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われまます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けて

の準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

10の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に5月26日付で提出済みであり、同意に向けての協議が行われている状況です。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の14番、福島委員に、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○14番（福島求仁子君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年5月29日の午後、私と橋本推進委員さん、事務局職員と現地調査を行い、申請代理人より事業内容等詳細について聞き取りを行いました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅2棟として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているため、何ら問題はないかと思えます。写真のほうをご覧くださいと分かりますように、現在、栗を植えてありました。また、周囲が竹山とか、また片方が川が流れておりまして、見てみるからには農業生産性としては低い感じのように思われました。

何ら問題はないかと思っております。どうぞよろしくご審議のほうをお願いいたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さんのほうから、何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

審議が終わりましたので、退席中の〇〇委員さんは、着席されるよう案内をお願いいたします。

議長を会長に交代いたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の39ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線の西側、県道大津植木線の南側に位置する農地です。

次の40ページが申請地の現況です。

次の41ページが配置図です。申請者は個人で、当該農地を売買により取得し、2階建て住宅1棟及び駐車場を整備する計画です。

42ページをお願いいたします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の43ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年12月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われまます。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員さんに、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和2年5月29日の午前、私と推進委員、農業委員会職員と現地調査を行い、申請代理人より内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が農家住宅として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落に接続しているため、何ら問題ないかと思います。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

平野委員さん。

○8番（平野昭代君） すみません、これは農家住宅ということなんですけど、譲受人はお二人ですけど、お二人ともその農業の資格者としての要件を充たされているということでしょうか。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お答えいたします。まず、このお二人の関係につきましては、親子でございまして、息子さんの方は、現在家から市外の方に出ておられるという状況でございます。お母さんの方が農業者ですが、息子さんにつきましては、現在農業経営はされておられません。合志市内に引っ越してきて、お母さんと一緒に農業経営をやっていきますというような計画でございます。

○議長（福嶋求仁子君） よろしかったでしょうか。その他、ご質問はございませんか。よろしいですか。特にご質問はよろしいですか。

平野委員さん。

○8番（平野昭代君） すみません、たびたびすみませんが、そういった場合は、お母様が農業者の資格をお持ちであれば、お母さんだけの名義で申請すべきかなと思いたんですけど、そのへんはどうなんでしょうか。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局、お願いいたします。

○事務局 農家住宅か個人住宅かの違いについては、個人の方が住まわれる住宅が建つという点で見れば、農家住宅も個人住宅も一緒です。転用許可基準についても特段違いはありません。何が違うかと言えば個人住宅の場合は、都市計画法に基づく開発許可が必要です。それが農家住宅の場合は開発許可が不要ということになっております。

今回の申請につきまして、県北広域本部の景観建築課のほうに、こういう申請があがってきましたが本当に開発許可が不要なんですかと、農家住宅の要件は満たしていますかということで県に確認の上、農家住宅で問題ありませんという返答をもらった上で申請を受付けたところでございます。

○議長（福嶋求仁子君） よろしかったでしょうか。その他、ご質問はございませんか。ご質問はなしと認めてよろしいでしょうか。よろしいですか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、賃借による権利の設定です。

議案書別紙の45ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、菊香園の東側に位置する国道387号線沿いの農地です。

次の46ページが申請地の現況です。

次の47ページが配置図です。申請者は水道工事業を営む法人で、当該申請地を賃借し、資材置場として使用する計画です。

48ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の49ページでお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に教育施設の菊池支援学校及び医療施設の合志第一病院が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年8月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性については、資材置場・駐車スペースの配置及び規模に不合理的な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員さんに、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番(荒木安孝君) それでは、現地調査につきましてご報告します。

令和2年5月29日の午前、私と推進委員、農業委員会職員と現地調査を行い、内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。



今回の申請は、借人が資材置場として農地を転用するものでございます。申請地は第3種農地であり、何ら問題ないかと思えます。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はないでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございます。採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案です。農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明をいたします。6ページをお開きください。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、下記のとおり取りまとめたので承認を求める。令和2年6月10日提出、合志市農業委員会長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり。

次の7ページをお開きください。

令和2年第6回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の「区分」「今回」からご説明いたします。

利用権設定、存続期間10年の田が3,028㎡、畑は1,543㎡でしたので合計4,571㎡でございます。5年の畑が15,271㎡でございます。3年の畑が5,775㎡でございます。

今回の田の小計は3,028㎡、畑の小計は22,589㎡でしたので合計25,617㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は103,070㎡、畑の小計は342,209㎡で合計445,280㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の所有権移転はございませんでした。

続きまして、右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は3,812㎡、畑の小計は42,091㎡で合計45,903㎡でございます。

以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい

ると考えます。

次の8から9ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、9ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、2件、2,109.67㎡でございます。

内契約予定件数は、2件、2,109.67㎡でございます。

内契約が無い件数、0件でございます。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第5号議案、点検・評価につきましてです。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 10ページをお開き願います。

第5号議案、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について下記のとおり承認を求めます。令和2年6月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり。

別綴の資料で、表紙の左上に別紙様式2と記載してある資料をご覧ください。

この案件につきましては先月の総会でご説明いたしましたとおり、農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農地利用の最適化の推進状況、その他の事務に関する活動計画及び活動の点検・評価について、国が示した様式に基づいて、地域の農業者の意見を反映し作成の上、公表することが求められていることによりまして議案として上程をいたしているところでございます。

先月の総会での点検・評価(案)の承認を受け、5月11日から6月3日までの約1カ月間、市ホームページ上で意見募集を行いましたがい意見の提出はございませんでしたので、資料の中身につきましては5月総会でご承認いただきました内容と同じ内容で上程いたしております。内容の説明につきましては先月説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それではご意見やご質問がないようです。採決を行います。

第5号議案、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、承認することに異議がない方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第6号議案、活動計画です。第6号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の計画につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 11ページをお開き願います。

第6号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について下記のとおり承認を求める。令和2年6月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり。

別綴の資料で、表紙の左上に別紙様式1と記載してある資料をご覧ください。

こちらにつきましても、先ほどの第5号議案と同じく、農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づきご審議いただくものです。活動計画につきましても先月の総会后から約1カ月間、市ホームページ上で市内の農業者の方々へ意見募集を行いましたがい意見の提出はございませんでしたので、先月ご審議いただきました内容と同じ内容で上程いたしております。

資料の中身の説明につきましては先月説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようです。採決を行います。

第6号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の計画について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第6号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の計画につきましては、原案のとおり可決されました。

第7号議案です。第7号議案、農地のあっせんの指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書12ページをお開き願います。

第7号議案、農地のあっせん委員指名について、下記のとおり指名する。令和2年6月10日提出、合志市農業委員会長、福嶋求仁子、記

番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、13ページ、14ページになります。

図面太枠斜線部分が申請地で、合志中学校の西側及び県道大津西合志線の北側の農地、計7筆です。

農地の現況につきましては、15ページ、16ページのとおりです。

あっせん申出の理由としましては、高齢のため今年の田植・稲刈りをもって農業を引退されるためでございます。令和2年11月ごろからの貸付希望です。

あっせん委員についてですが、申請地地域の担当委員であります福嶋委員、狩野推進委員にお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かこの件に関しましてご質問はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第7号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第7号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

それでは、第8号議案に移ります。非農地証明に上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書17ページをお開き願います。

第8号議案、非農地証明について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年6月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積、現況等につきましては議案書に記載

してあるとおりです。

続けて、場所についてご説明いたします。18ページをお願いいたします。

図面中央、太枠斜線部分が申請地になります。南側の点線囲みの分部が申請者宅で、登記地目が宅地の分部です。写真のとおり申請地は、現況宅地として使用されており、農地としての利用はなされていない状況です。

非農地証明の基準としましては、非農地証明事務処理要領で、農地法施行日前日の昭和27年10月20日以前から引続き非農地であった土地については非農地証明を交付することができる旨規定されております。

昭和22年12月7日撮影の国土地理院の航空写真で確認を行いましたところ、その時点で既に家が建っており農地ではなかったことを確認しており、非農地証明の要件を満たしているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。

第8号議案、非農地証明につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第8号議案、非農地証明につきまして、原案のとおり採択されました。それでは、報告関係につきまして、職務代理と交代いたします。

-----○-----

#### （4）報告

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。番号1、番号2を一括で事務局よりお願いします。

○事務局 それではご説明いたします。19ページをお開きください。

第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用について、下記のとおり届出があったので報告する。令和2年6月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書の19ページから21ページに記載しておりますとおり、所有権移転2件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。22ページをお開きください。

図面中央の太枠斜線分部が所有権移転番号1の届出地です。熊本市との市町村界に接する、須屋区内に位置する農地で、総事業面積は約2.6haで、宅地分譲地75区画への転用です。

次の23ページが所有権移転番号2の届出地です。須屋市民センターの南西側に位置する農地で、総事業面積2,458.01㎡の宅地分譲地9区画への転用です。

番号1、番号2とも事業面積が1,000㎡を超えており、いずれも開発許可が必要となりますが、既に許可がおりていることを確認いたしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様から何かご質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご質問もご意見もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうは終わりましたので会長と交代します。

-----○-----

#### (5) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年6月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時42分